

町田市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

町田市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年3月町田市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第5条 政務活動費を充てることができる経費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費とし、別表で定める使途基準に従って使用するものとする。

第7条第1項中「領収書」を「領収書等」に改める。

第8条中「市政に関する調査研究活動、広報広聴活動等」を「政務活動」に改める。

第9条中「規則」を「町田市規則」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第5条関係）

政務活動費使途基準

項目	内容	例示
人件費	会派の行う政務活動を補助する職員を雇用する経費	給料、賃金、交通費、諸手当等
調査活動費	会派の行う調査研究活動及び情報収集等のために要する経費	交通費（鉄道賃、船賃、航空賃、バス代、タクシー代）、宿泊費、負担金等、車借上料、燃料費（ガソリン・軽油代）、有料道路通行料、駐車場代等
研修・研究・会議費	会派が研修会等を開催するために必要な経費、他団体が開	会場費、器材借上料、講師謝金、出席者負担金、会費、資料代、調査委

	催する研修会、講習会等への参加に要する経費及び会派が行う政務活動のための調査委託に必要な経費	託料、授業料等
資料作成費	会派の行う調査研究・政策広報に必要な資料の作成に要する経費	印刷費、コピー代、製本代、写真代、資料作成委託料等
資料購入費	会派の行う政務活動のために必要な資料の購入に要する経費	新聞購入費、雑誌購入費、図書購入費、電子メディア購入費、電子コンテンツ購入費等
広報費	会派の調査研究活動、議会活動及び市の施策について市民に報告し、広報するために要する経費	広報紙及び報告書の印刷製本代、郵送料、新聞折込代、意見広告代、インターネットホームページ運営費等
通信運搬費	会派の行う政務活動のために必要な通信運搬に要する経費	電話代、ファクシミリ代等
事務費	会派の行う政務活動のために必要な事務運営に要する経費	消耗品購入費、備品購入費、事務機器代、複写機等リース代、情報機器代、ソフトウェア代等

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の町田市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の前日にこの条例による改正前の町田市議会政務活動費の交付に関する条例の規定により交付された政務活動費については、なお従前の例による。